

聖武天皇が即位したとき。

—聖武天皇即位一三〇〇年記念—

展示木簡
解説シート（第一期）

※本解説シートでは、各回の展示にあたり再検討した結果、本文を改めている場合があります。山典のない木簡は、第六五八次圓山出土。

1 皇太子と記された削屑

二人 〔皇カ〕

太子

32次 1515500
『平城木簡叢報44』(1) 第1号 (10) (11)

皇太子に仕える舍人などの勤務管理などに關する木簡の削屑か。
直接接続しないものの、年輪年代学的な検討により、二片が縱方向
に並ぶか重なりあうことが確認された。共伴した木簡（削屑）に養
老七年（七二三）、神龜元年（七二四）の紀年木簡を含むことから、
奈良時代前半の木簡とみられ、この削屑の皇太子は首皇子を指すの
であろう。

2 和銅七年の紀年木簡

十廷和銅七年十月

32次 1515500
『平城木簡叢報17』(3) 第1号 (21)

「廷」は、鉄や歛を数える単位として用いられる。「延喜式」の鉄一
廷は、大三斤五兩にあたり、約二・二三三キログラム。和銅七年は

3 和銅八年の紀年木簡（第一期はバネル展示）

移請受陵後
和銅八年五月五日

32次 1515500
『平城木簡叢報12』(1) 第1号 (78)

和銅八年は七一五年で、九月に改元して靈龜元年となる。この年
の元日朝賀では、前年に立太子した首皇子（のちの聖武天皇）が初め
て礼服を着して詳朝したという（『続日本紀』同巻正月甲申朔旦）。『陵』
は、陵に同じ。「後」は未詳だが、旁が共通する二字形が上下に並
び、上の「陵」から連想して記した習書（または落書き）であろうか。
類似の事例として、先に言偏のみを複数記しておき、あとから思い
つくままに旁を追記したとみられる習書木簡も知られる（『平城宮木
簡四』四六八号）。

* 二〇二四 平城宮跡資料館秋期特別展

木簡は二期に分けて展示します。

第一期 一〇月二二日（火）～一月一七日（日）
第二期 一月一九日（火）～二月八日（日）

奈良文化財研究所歴史史料研究室作成

4 備中國哲多郡が大嘗祭で用いる荒炭を納めた木簡

・哲多郡進出大嘗分荒炭一斛
・十月十六日 石

(15-225-021) ヒノキ科以外の針葉樹・松目

「荒炭（あらすみ）」は、カシなどで焼いた堅い炭。古代の炭は、荒炭（炭）と和炭（にこすみ）が知られており、後者は、松炭などのやわらかい炭で、廉価で鍛冶に必要という。荒炭は、薪では都合の悪い、焼く、燃る、煮るなどの調理に用いられた。一斛（石）は、今量の四斗五升で、約ハーリットル。古代の「哲多郡」の郡域は、現在の岡山県新見市の西部に比定される。

9 神御菌と記した付札

神御菌

「菌（しとね）」は、すわったり寝たりする時、下に敷く敷物。「神御菌」は、大嘗宮正殿（慈紀殿・主基殿）の内陣に設けられる神座に聞わる可能性がある。やや時代の遅る平安時代院政期の史料によると、八重疊（やえだみ）に表（ひさま・单（ひとえ））が置かれる寝座（第一神座）と、供膳のためその東方または東南に置かれた短帖（みじかだたみ）（第二神座）の、二つの神座が知られる。このいずれかに聞わるものであろうか。

13 カツオの付札

荒堅魚卅連

古代のカツオに聞わる荷札・付札には、「堅魚」「煮堅魚」「生堅魚」などが知られるが、それぞれどのような食品であったかは諸説

(15-225-022) ヒノキ科・松目

ある。一般に、「堅魚」と「荒（魚）堅魚」は、貢納量や貢送元の地域の共通性から同一品目とみられており、カツオの切り身を高濃度塩水に漬け、乾燥（天日干し）したものという。「連」は、堅魚などを数える単位として用いられ、一本を「一丸」「一節」、一〇本を「一連」「一烈」と数えた。

15 イカの付札

鳥賊八百隻

「鳥賊」は、「延喜式」によると、若狭・出雲・肥後・豊前の調、若狭の交易雑物、丹後・筑前・豊前の中男作物にみえ、木簡では、三十斤（小斤）。「隻」は、鳥類、魚類、植物のウリ、船などを数える単位として用いられる。

18 干栗の付札

千栗五斗

「干栗」は、栗の皮を剥いて干したものか。搗栗（栗を蒸した後干したもの）も大きな括りで干栗とみる理解もある。一斗は今量の約〇・四五斗にあたり、五斗は約四一リットル。

19 干柿の付札

意比腊一斗 大領

「意比（おひ・鳥精）」は、植物「くるがき（黒柿）」の異名。「色葉

(15-225-023) ヒノキ科・松目

字類抄」に「鳥牌 オヒ 帽名」とみえる。「膳（きたい）」は干物

のことと、「意比膳」は干し柿を指す。一斗は今量の約〇・四五斗にあたり、約ハ・リットル。「大領」は郡司の長官であるが、付札に記された理由は不詳。

加えた地域に比定される。

賀陽郡からのアユの鮓の荷札

20

干しアワビの付札

千麁五十連

(12) 14.3 9.22 ヒノキ科 枝目

「千麁」は、鮭の肉を干して乾燥させたもの。「連」は麁などを数える単位として用いられ、「一列」が一個、「連」は一〇個連ねたものとみられる。

26

賀陽郡鮓年魚

(12) 14.3 9.22 スギ科 枝目

「鮓」は、「令集解」賦役令古記に引く音義によると、鱈をそのままにしてまず魚の臓物を取り出し、塩をして、なかに飯と酒とを合わせたものを詰め、重しをして、醸酵させて食用にしたようで、今日の近江の鮓スンのようなもの。「鮓年魚」は、「延喜式」宮内式45例貢御餐条、内膳式42年料目にもみえ、「押年魚」「煮塩年魚」が、備中國男作物にみえる（主計式上54備中國象）。古代の「賀陽郡」の郡域は、現在の岡山県吉備中央町の南部・高梁市東南部に、総社市の東北部・岡山市の西北部を加えた地域に比定される。

23

濁酒の付札

濁酒ト

(11) 21.2 9.22 ヒノキ科 枝目

「濁酒」は、滓がそのまま交じったいわゆるドブロクの類。『万葉集』に「濁れる酒」（卷三、三三八番歌・三四五番歌）とみえる。大嘗祭では、白酒、黒酒がみえ、ドブロクのようなものを造って、久佐木灰という灰を入れた方が黒酒で、入れないのが白酒であった。

24

賀陽郡からの荷札

備中國賀陽郡前

(11) 21.2 9.22 ヒノキ科 枝目

安賀郡からの赤精米の荷札

・備中國安賀郡

・赤精米一石 穎田部

(12) 21.4 9.22 天竺キ・道題目

「精米」は、精製した米。平城宮跡造酒司（平城第二五九次調査）出土木簡（譜）岐国寒川郡造太郡精米五斗」（《平城宮跡造酒司出土木簡調査》三十二、一三頁下〔?〕）に類例がある。「赤精米」は、赤米の精米とみられる。赤米は酒造りに用いられたと推測されている。一石は今量の約四・五斗にあたり、約ハ・リットル。古代の「安（美）賀郡」の郡域は、現在の岡山県新見市東部・真庭市西南部・高梁市東北部と吉備中央町の一部に比定される。

『和名抄』によると、備中國賀陽郡に「前」がつく郷はみえず、郷名すれば不詳。古代の「賀陽郡」の郡域は、現在の岡山県吉備中央町の南部・高梁市東南部に、総社市の東北部・岡山市の西北部を

都宇郡小麦一斛

「小麦」は、『延喜式』にみえる「搗頭」の原料として貢納されたものが（大嘗祭式27供神雜物表）。搗頭は『和名抄』にムキカタ・麦子とあり、虎尾復義編『延喜式下』頭注（岡田莊司氏注釈）によると、搗頭は麥粉とする。間根真隆『奈良朝食生活の研究』は、小麦粉のダンゴを紐状にして両端をねじり合わせた丁度絲巻形の輪状のものに造り、胡麻油で揚げたものであったかとする。一斛（石）は今量の約四・五斗にあたり、約ハーフトール。古代の「都宇郡」の郡域は、現在の岡山県倉敷市東北部と総社市の東南部、早島町に比定される。

34 廣屋郡から進上した調の糸の荷札

・進上櫃納調糸六十鉤 軽部郡糸卅四鉤
・白髮部糸廿六鉤

神龜元年十月十四日□
〔日カ〕

〔15-14-5 922〕 ヒノキ村・蓬坂目

〔15-14-5 922〕 ヒノキ村・板目

浅口郡白米一石

「白米」は精白した米。これに対し、黒米は粗穀を除いて精白していない、いわゆる玄米。「石」は今量の約四・五斗にあたり、約ハーフトール。古代の「浅口郡」の郡域は、現在の岡山県浅口市と倉敷市西部と里庄町を加えた地域に比定される。

38 哲多郡からのヤマイモの荷札

哲多郡署預子五斗

「署預（蕃苗）子」は、ヤマイモ科の植物ヤマイモの根茎に比定される。『和名抄』にヤマノイモ、『本草和名』にヤマツイモ。『出雲國風土記』にもみえる。一斗は今量の約四・五升にあたり、五斗は約四ハーフトール。古代の「哲多郡」の郡域は、現在の岡山県新見市の西部に比定される。

〔15-14-5 922〕 ヒノキ村・板目

〔15-14-5 922〕 ヒノキ村・板目

43 遠太郡からの塩の荷札

・遠太郡塩一百

〔15-14-5 922〕 矢ヶ崎・板目

調糸の貢納量は、令規による正丁一人に小八兩、二丁で一鉤とあるが（賦役令一調耕施表）、『延喜式』には一丁にて一鉤とみえ（主計式上2諸国調査）。養老元年（七一七）四月の太政官奏で改定された。輕部郡と白髮部糸（真壁郡）は、『和名抄』によると、ともに備中國廣屋郡にみえ、郡内異なる郡の調糸を合算した荷札であろう。調糸を概に納めて京進したことが分かる事例としても貴重。

「遠太郡」は不詳。『和名抄』に陸奥國遠田（とおだ）郡がみえるもの、陸奥國の塩荷札は類例がない。「遠太郡」は、「小田郡」であるか。「糸（束）」は、袋状の入れ物に入れられた堅塩、紙・布・か、植物性編織物か何かで包み込まれた堅塩を対象とする助数詞。堅塩は固型塩、あるいは塊状の堅い塩という。正倉院文書によると、塩一

類は三升とする事例があり、同じ帳簿に塩一籠は三斗とみえ、類はその十分の一の単位となる。

45 高殿の造営に關わる木簡（第一期はバネル展示）

里工作高殿料短枚折二枝

(141)-(121)-311 ピノキオ 直日
49万・338411 【平成宮本筋七】 1188号

「高殿」は、天平初年頃、第一次大極殿院南面築地回廊に増築される東西棟を指すと考えられ、47の「東高殿」、46の「西高殿」は、それとであろう。「軒は斗栱（ときょう）の上にあり、檼（たるき）や天井を受ける長い横木。あるいは「一枚（平）軒（ひらげた）」の意で、高欄（こうらん）の三本の水平材のうち中央の部分を指すか。

46 西高殿とみえる木簡（46・47は、第一期内に展示替え）

西高殿四人

(141)-(111)-311 ピノキオ 直日
49万・338411 【平成宮本筋七】 1188号

「西高殿」は、天平初年頃、第一次大極殿院南面築地回廊に増築される西棟を指すと考えられ、SB一八五〇〇建物（西棟）のことでであろう。「西高殿」の造営に關わる工人など四人について記した木簡の断片。

47 東高殿の飛驒工に關わる木簡（46・47は、第一期内に展示替え）

造東高殿（飛驒工カ）

(141)-(121)-311 ピノキオ 直日
49万・338411 【平成宮本筋七】 1188号

「東高殿」は、天平初年頃、第一次大極殿院南面築地回廊に増築される東棟を指すと考えられ、SB七ハ〇二建物（東棟）のことであろう。「飛驒工」は、飛驒国（現在の岐阜県北部）出身の木職人集団。八文字目は数字の可能性があり、「東高殿」の造営にあたる飛驒工〇人」といつた意か。飛驒国は、唐調が免除され「匠丁」（木職人）と「磨丁」（効事相当）を出し、その他の者は米をおさめて匠丁の食に充てることとなっていた（賦役令計斐陀国象）。その由来は明らかではないが、比較的近い山国であることから、木工の供給源とされたのであろう。

48 天然痘の退散を祈願する呪句を記した木簡（第一期はバネル展示）

油二升一合 大殿常燈料 日別三合

油七合 文基息所燈料 日一合

油六合 内坐所物備給燈料

油四合 天子大坐所燈料 合六升

召女豎息所燈料

油七合

【墨×】
[墨×] 市原春喜著「明治後半の官署文書叢書解題

07月内

200次 10300 249-80-15 311 ピノキオ 直日
49万・5009号 【平成宮本筋二】 5009号

おどもと文書函の蓋として作製され、不要になつた後に、油の使用量と用途を記録した帳簿として用いられ、さらに呪句を記している。もとの木簡の裏面に、天地逆に書かれた文は、文意はとりにくいかが、天然痘の退散を祈願する呪句とみられる。はじめ「西（海道）」と書きかけ、「山」を上書きして山陽道と訂正している。油の記録は、天平八年（七三六）六月から七月にかけての吉野行幸の帰途、聖武天皇が皇后宮に滞在した時のものと推測される。



今回展示する木簡の出土地

地図は参考地図 (1/10,000 地形図 (令和5年8月24日作成) と一般地図)

「供神雑物」(神へのお供え物)の木簡

大土塚SK一 一九六〇から出土した木簡(展示番号4~44)は、「大嘗分」(展示番号4~6・7)、「大嘗賛」(展示番号5)という記載から供えられたための物質に取り付けられていたとみられます。これらに加えて、木簡の内容からも、大嘗祭に関わるとみられるものが確認されています。「延喜式」によると、大嘗祭では、「祭國・主基國から供えられる新穀や御費のはかに、特別に用意される御費や御酒がありました。大膳職と造酒司が備える「供神雑物」の規定(大嘗祭式27「供神雑物条」と、紀伊國・淡路國・阿波國からの貢納品(由加物)の規定です。(18由加物条)。現在のところ、木簡群にはこれら三国からもたらされた確実な荷札は認められないことから、木簡にみえる物品は、供神雑物との関わりが推測されます。

供神雑物としてあげられる多種多様な物品は、海産物、果物、菓子の類からなりますが、このうち以下に掲げる物品が、木簡にも確認されています。(第Ⅱ期・奈良国立博物館特別陳列出展分も含む)。

堅魚(展示番号11~13)、脂(展示番号12~16)、海藻(展示番号14)、鳥賊(展示番号15)、東麿(安房国麿)(展示番号17)、腹(干麿)(展示番号18~20)、栗(生栗・搗栗・干栗・押栗)(展示番号19~21・25~28)、干柿(意比語)(展示番号27)、梨子(展示番号27~39)、餅(餅米)(展示番号30~35)、搗頭(小麦)(展示番号31)、酒(蕪酒・赤米)(展示番号23~30)、塩(展示番号43)、

【木簡が見つかった遺構】

()はパネル展示

S D - 〇 五八〇

(展示番号・一)

平城京左京二条二坊十四坪・平城第五ニ四次調査(一〇一四年)
調査区の下層で検出した、南北(最大)四・六m、深さ〇・六五mの
東西方向の溝なし土坑。調査区外東西に延びる。出土した削屑の多く
は、人名、日付ないし時刻を示すとみられる十二支の記述が目立ち、「高
殿下侍舍人」によると、舍人の勤務管理などに関わる木簡群とみられる。

養老七年(七二三)や神龜元年(七二四)の削屑が含まれ、奈良時代前半
に属する。木簡は四三五五点(うち削屑四二五三点)出土した。

S D - 八六〇〇

(展示番号・二)

平城宮東院西辺部・平城第一〇四次調査(一九七七年)

平城宮東院西辺部の、東一坊大路の延長部分にあたり、調査区の北東
から南西にかけて斜行する幅約三m、深さ〇・六mの溝。約九二m分検
出した。溝の両岸は、シガラミによる護岸を施す。木簡は片岸土から一
〇七点出土し、このほか溝絶後の灰白地粘土や建築部材片からも一八
点出土した。紀年木簡はいずれも和銅年間(七〇へ七二五)で、皇太子
居所としての東院造営に際して埋め立てられたとみられる。

大土坑 SK - 一九六〇

(展示番号・四)

平城京左京三条二坊二坪・平城第六ニ八次調査(二〇一三年)
調査区東北部で検出した東西約二・八m、南北約二・五m、深さ約一
・〇mの方形土坑。最下層に木片を中心とした有機物を數き込み、その
上に粘土を積んで埋め、さらにこれをもう一度掘り起して再び最下層
に葉皮・木の葉を主体とする有機物を數き込み、粒度をあえて不均一に
調整した土を積み、さらにこの土を掘り起こして砂層と粘土層を交互に
積んで埋める。木簡は、有機物層から二六〇〇点(うち削屑二二〇〇点)
以上出土した。

S D - 五三〇〇

(展示番号・四八)

平城京左京二条二坊五坪二条大路・
平城第二〇四次調査(一九八九年)
平城宮東院前から二条大路路面の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、
麻呂邸南門前から二条大路北端に沿って東に延びる遺構。幅二・二・七m、
深さ一・一・三m、総延長は約五八m。木簡は、約三万五千点(うち削屑
約二万九千点)出土した。

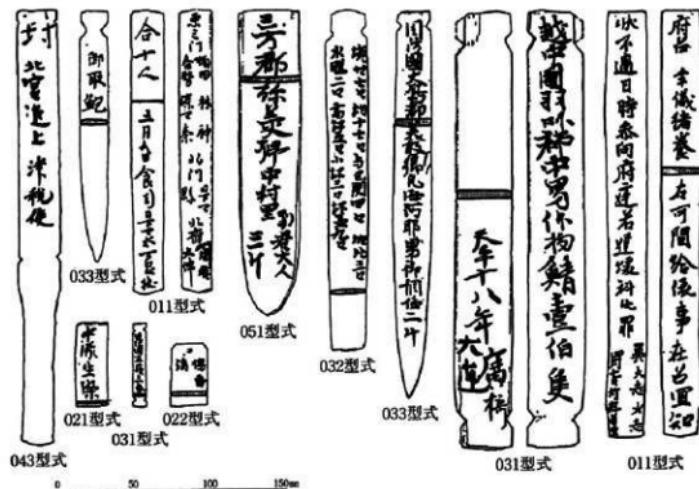
S D - 八四一

(展示番号・四五)

中央区朝堂院東北隅(第一次大極殿院東南隅)、
平城第九七次調査(一九七六年)

第一次大極殿院・中央区朝堂院の東辺を南流する平城宮の基幹排水路の
一つ、SD三七一五に付設された堰状遺構で、一辺約四mの不整形を呈す
る。東第一堂北端の東に位置する。木簡は一三八点(うち削屑三四点)出土
した。

【木筒の型式分類とその説明】



木筒の型式分類

- 一型式 長方形の材のもの
- 五型式 長方形の材の側面に穴を穿ったもの
- 九型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの
- 二型式 小型矩形のもの
- 二二型式 小型矩形の材の一端を丸頭にしたもの
- 三型式 長方形の材の一端を丸頭にしたもの
- 三一型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいたるもの
- 三二型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるもの
- 三三型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいたるもの
- 三九型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 四一型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの
- 四三型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分の左右に切り込みをいたもの
- 四九型式 長方形の材の一端を尖らせたもの
- 五一型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 五六型式 用途未詳の木製品に墨書きのあるもの
- 八一型式 折損・腐蝕その他によって原形の判明しないもの
- 九一型式 削屑